



阿須山中の市有地を賃貸借した事業者の事業破綻に伴い
事業承継について疑義があるため、地方自治法第100条
に基づく特別委員会の設置を求める請願

阿須山中の丘陵地である市有地については、令和元年12月10日に土地賃貸借契約が飯能市と一般社団法人飯能インターナショナルス・スポーツアカデミー（以下「アカデミー」という）とで締結した。平成29年10月に阿須山中土地有効活用事業者公募要領（以下「公募要領」という）により公募に応じたアカデミーが審査の結果、平成30年2月に最優秀提案事業者に選定されたことによるものである。公募要領に基づく地方創生の取組、推進を期待してのことであった。土地賃貸借契約の前に令和元年9月に土地有効活用事業に関する基本協定書（以下「基本協定」という）を締結し、土地有効活用事業を実施する期間は、造成等の期間を含まず20年間とする契約であった。そして、この基本協定には既にアカデミーが土地有効活用事業を継続できなくなったときには事業を承継させる協力事業者についてあらかじめ定める規定も設けられていた。

アカデミーは令和6年4月8日付で飯能市に3月31日に金融機関への融資返済金の現金の確保が出来ず事業が継続できなくなったとの申し出をしてきた。サッカー場や太陽光発電の事業は令和4年9月から開始され、新たに土地賃貸借契約を令和4年8月31日に締結し9月1日から令和14年8月31日までの10年間の契約であった。高だか事業開始から1年半で事業破綻になるとは事業者を除き、市や議会、市民など誰もが考えられることではなかったのである。

事業破綻の主な原因は太陽光発電事業で発電量の不足により、売電収入が当初計画を下回ったことによるものであった。

まず、事業破綻や事業承継について疑義があることを記載します。

- ① 議会での担当者による答弁によると事業費61億7千万円と膨大な事業費を掛けているサッカー場と太陽光発電施設の建設は、事業者の負担が相当大きなものと想定される。市有地であるため土地の担保は出来ず、平成30年1月18日に市へ提出された提案事業書によると借入金23億7018万5千円を予定していた。

アカデミーが最優秀提案事業者と決定した後に基本協定（令和元年9月30日）に事業の承継のことが土地賃貸借契約締結（令和元年12月10日）の前に盛り込むのは、既に事業が継続困難と見込まれていたと考えられ大きな疑惑が生じる。これが事業開始後1年半で現実となった。

当初から事業が20年間ではなく短期間に太陽光発電設置を請け負った大和リース（株）に移行させるために事業破綻が織り込み済みとしたら、計画的な事業破綻であり重大な犯罪行為に当たる。このことは20年間であったのが高だか1年半で破綻したことは計画的破綻であったことが裏付けされており、市はこの疑惑に答えなければならない。なぜ、賃貸借契約の前に基本協定締結の必要性があったのか、基本協定になぜ事業承継のことを盛り込まなければならなかったのか。

土地賃貸借契約に盛り込めば済む事項であり、既に盛り込んでいる部分もある。こうしたことを検討もせず新たに令和6年5月24日に阿須山中土地有効活用事業に係る

事業承継を承認し新たな疑惑が生じると考えている。この疑惑を解明しなければならない。

更に、新井市長になって2回目の土地賃貸借契約が令和4年8月31日に締結し9月1日から令和14年8月31日までの10年間であった。この時には既に事業継続が困難な状況に陥っている時ではなかったのか。契約時には財務状況も厳格に見定めることが求められたのではないか。事前の7月、8月には副市長や財務部長とアカデミーとで貸付料の値上げ改定の話し合いもされていたのだ。市の姿勢が全く寛大であるからこうした問題が発生した。

- ② 市は既に事業破綻になる10ヶ月前の令和5年6月に大和リースから4工区が計画通り発電量が出ない。それを改善するため太陽光発電施設の改善工事を行いたとの相談であった。この6月から令和6年3月までの事業破綻まで大和リースとアカデミーの相談が6月、7月、10月、11月2回 12月 翌年2月3回、3月2回と11回もしており、令和6年3月1日には大和リース（株）から市長あてに申入書として3月末時点では収支見込みとして1416万1350円が不足するとのことである。相談内容のいずれもが令和6年3月末には資金がショートしてしまう、周辺の樹木の伐採、大和リースが太陽光発電施設の設置できるように転貸の承認をしていただきたい、事業承継の内容もあった。これに対して市は事業開始から1年もたっていない、事業承継は本来あってはならない想定外のことである。市民や議会での説明責任が果たせない、市はアカデミーが発電事業者となり、売電収入をグランドの維持管理に活用するといったスキームが変わってくるため認めることは出来ない。といった指導を続けていたのである。アカデミーは第4工区の発電量が思うように確保できないから4千万円程度の減収が見込まれる。事業承継を選択せざるを得ないとのことであった。

ここで大きな疑問は令和4年8月31日に10年間の土地賃貸借契約を締結しておきながら、締結してから1年もたたずの令和5年6月から資金的に苦境に落ちることへのアカデミーに対する不信感を市は打合記録を読むと単に漫然と捉え事業破綻といった危機感が全くなく、対岸の火事と同様に指導していたのである。そして顧問弁護士への相談も、資金的に切羽詰まった大和リース（株）から令和6年3月1日に申入書が市長に届いてから、やっと3月6日に法律相談をしたのであった。なぜもっと早く法律相談等ができなかったのか。その前の2月には3月に返済ができないため事業承継を選択するしかない。アカデミーが太陽光発電事業を大和リース（株）に委任するしかない。など非常に苦境ある説明をしてきた。市は本当に事業破綻が直前まで起きるとは考えていなかったのだ。

昨年6月から令和6年3月まで11回もの相談をアカデミーと大和リースから直接市役所で受けながら何も方策を取らず、単に双方で解決するように指示を出しているにすぎなかったのである。なぜもっと適切な指導や指示が出せなかったのか。困難な時の行政の在り方に疑義がある。市にとっては民間先行型の地方創生に17%の広大な市有地を賃貸借まで提供しての事業でありながら、事業者が苦境をして何回も相談に来られても、新井市長は一度も直接事業者と相談に載ることも無く、担当に任せっきりであったのである。なぜ、市長は事業者と面会し直接指示を出さないのか。これだけ事業者が苦境で相談に来庁してきているのであるから直接、市長が相談に載るべきではなかったのか。大きな疑問が残る。

当初は大和リースからの要望を認めない方向で話をしていたが、最終的には事業承継を認めてしまったのである。なぜ認める方向に進んでいったのか。大きな疑問が出てくるのである。打合せ記録には出てこないが、大和リースはいずれは撤退の意向があったのではないかと推察し、今撤退をされると市が一番困るので、今までの強硬な姿勢から事業承継を認める方向になってきたと考える。

そのためには、中小企業診断士や税理士の意見を聞き、また、大和リースや、BSP、アカデミーの財務、資金調査を費用をかけて行い、形だけの体制を整え早期に事業承継を認めたのである。

- ③ 令和5年6月から資金的な問題で大和リース（株）やアカデミーが令和6年3月に事業破綻するまで11回も相談に来ている。内容も事業承継についてのことに移行する相談であった。なぜ市は事業破綻といった大きな問題に対して指導のみで全く危機感を持たず翌年まで引っ張ってきたのか。基本協定による第7条第3項、ただし、阿須山中土地有効活用事業者公募要項の5活用条件（5）その他のイ 契約の取り消しに事業者には是正勧告を行うことが記載してある。市は相談内容から既に事業が困難な状況を把握しており、事業継続は不可能に近い認識もある。なぜ事業者には是正勧告をしなかったのか。大きな疑惑を生じている。事業承継は想定外のことであり同一人が事業を承継することは大きな疑問があるのである。是正勧告をして契約の取り消しを選択すべきであった。

- ④ 太陽光発電事業は単に附帯事業に過ぎない。事前に附帯事業である太陽光発電事業者の基本協定に基づく土地賃貸借契約上の地位及び本協定上の地位を承継する代表協力事業者にすることは、公募要領の大きな目的である地方創生が消滅することになる。今後は太陽光発電が主体となり売電を目的に、事業者となった大和リース（株）は売電の一部はサッカー事業の維持管理に充てるが、大和リース（株）は令和23年度の売上2413億円と大企業で多くの事業を手掛けており、企業である以上利益を追求することが明らかである。なぜそのような企業に市の資産である阿須山中の市有地を賃貸借により貸し付けるのは大きな疑義があるし、大和リースは公募要領によらないで基本協定に基づき賃貸借をすることで、公募要領の目的である地方創生には寄与しないことは明白である。

ここで大きな疑問は、アカデミーの時は売電事業とサッカー事業が一体化してサッカー場の維持管理を主体的に行っていたが、大和リースは売電事業のみ行うのでありサッカー事業へは全く関与せず、サッカー事業の維持管理のみ行う。これは大和リースとBSPとの契約となると考えられる。市は売電事業のみであれば地方創生から外れており、こうした事業者を選定することはないとの議会答弁もある。しかし、この先20年近くある事業のため売電事業で大和リースが苦境に陥った場合は、サッカー事業への維持管理費も支出できなくなることは明白である。更に大和リースとBSPが良好な関係であれば良いが万が一離反された場合、地方創生のサッカー事業と売電のみの事業とで独立となることも想定されるのである。市は地方創生が一步でも進むことが公募要領の大きな目的であるため、いろいろなことが求められと考えられるが、こうした状況になった時にはどのように対応するのか。こうした状況になった時の考え方を市はしっかり持つことが必要であり、今回の事業破綻の例を取ると、全く行政の在り方としては貧弱であり、強固な指導力を発揮することを望むものである。苦境、離反された際の市が取るべき方策についてどのようにするのか。

サッカー事業をアカデミーから承継した(株)BSPは世界のサッカーライセンス獲得エージェントである。資本金が1450万で2007年創業し2013年からサッカー関連事業を始め、2015年に関連企業として(一社)飯能インターナショナル・スポーツアカデミーを設立した

創業年次と資本金から考え合わせるととも61億7千万円の事業費が生み出せるとは考えられない。当初から大企業である大和リース(株)が資金を拠出しリース契約により事業を開始したと考えられる。(株)BSPの代表取締役社長とアカデミーの代表理事は同一人であったが、令和6年6月にBSPは別人に変更した。事業承継をするが、市では十分な検証が必要である。真に地方創生になるのか、そして市有地の賃貸借として大和リース(株)が適任であるか、検討経緯を含め疑義があるので、その解明をする必要がある。

地方創生がなおざりになる感が強い。地方創生はいつになったらその成果が出るのか。この事業が継続してれば地方創生を見ないうちに20年が過ぎてしまうのではないのか。市民の信頼は全くないといっても言い過ぎではない。事業破綻から2ヶ月弱で事業承継をしたのは基本協定にあったとは言え相手方の強い要求が市へ来たことによるものである。市は毅然とした対応をすべきであった。

- ⑤ 太陽光発電による売電事業者である大和リース(株)が土地賃貸借契約者となったが、土地賃貸借契約第15条による阿須山中土地有効活用事業者公募要領による地方創生には合致していないので、契約を解除し貸付け物件の解除を求めることはなぜしなかったのか。市有地の貸付は地方創生に資するサッカー事業に対して貸し付けたのであり、太陽光発電事業者に貸し付けたのではない。原状回復をなぜ市は求めなかったのか。疑義がある。

- ⑥ アカデミーが平成30年1月に市へ提出した事業提案書によると、収入では自己資金として23億7018万5千円が計上され支出では初期投資として太陽電池、空間整備費、送電線施設費に収入と同額が計上されている。事業開始1年目の収入として1億7873万5千円、これに対して支出では1億2481万6千円の赤字である。この赤字は10年間の借り入れで借入金の返済に毎年2億3701万9千円を充てていることによるものである。既に1年目から事業破綻が明白であり、市は事業提案書に添付されていた財務を読み取れば、サッカー事業である提案内容が地方創生に資しても選定することは無かったと考えられるで、その解明が必要である。

職員で組織する選定委員会の会議録を読んでも財務のことは全く議論していない。なぜか大きな疑問がある。

また、公募要領の6(5)公募に関する留意事項 ウ 虚偽の記載をした場合の取扱いについて、事業者が提出した書類に虚偽の記載があった場合は、失格としますとある。明らかに提出された財務表は虚偽であり失格となるのが当然と考えられるが、なぜ失格とならなかったのか。大きな疑惑がある。

- ⑦ 事業破綻の原因は太陽光発電事業で計画通り発電量、売電収入が得られなかったのをはじめ追加工事の遅れや経費が予想以上に係ったことが要因とのことである。

太陽光発電事業は発電量が公募時では11,915,698kwh、令和5年度の実績では10,702,749kwhであり実績の方が1,212,949kwh少ない。売電収入では公募時が1億78,73万5千円、実績では1億92,64万9千円と13,914千円の増である。増加の要因は公募時が1kwh当たり15円であったのが、実績では18円に改定されたことにものである。これを見る限り売電量は11%少なくなっているが、売電収入は7%多くなっている。事業破綻の原因が売電によるとは考えられないのである。他に事業破綻の原因があるのではないか。解明が必要である。

- ⑧ アカデミーは令和2年10月2日に、林地開発行為の許可後の事業計画を市に提出してきた。基本協定締結時の事業計画から土地利用計画と工事スケジュールが変更したとのことである。これで見ると太陽光発電収入は令和5年度2億31,04万円、売電額実績値は1億92,64万9千円であった。

比較では38,31万1千円の減収である。しかし公募要領時の1億78,73万5千円から比べると13,91万4千の増収である。公募時がいかにいい加減な金額を示してきたことが明らかである。

事業者である以上、財政計画、資金計画、発電量の消耗（天候等）等を考え100%確率の予算を計上することは事業者として失格である。予期しない投資などが発生することも考慮することが必要である。高い目標を掲げた分はげ落ちたと考えている。破綻するのは時間の問題であった。

アカデミーは令和6年2月の相談の中で計画より約4000万円の減収が見込まれるとされてきている。このため3月の借入金の返済ができないため事業承継を選択せざるを得ないとのことである。これだけ大きな事業を展開し始めて1年で事業破綻に陥ることは市はアカデミーの財務、資金に対する甘さや計画的な承継に問題があり、市の責任は重大である。こうしたことにどのように対応していったのか。疑問が出る。

3月には4000万の赤字が出るとのことで、事業破綻が確実になったのであれば、大和リースが借り入れや立て替えなど、なぜ行わなかったのか。昨年6月から資金が不足との話であり、大企業である大和リースが短期貸し付けを行えば済む問題ではなかったか。当初から大和リースが市有地を賃貸借し、売電事業を行いたい意向であったと考えられるのである。アカデミーはどのような経緯から大和リースを売電事業として選定したのか、大きな疑問が残る。

- ⑨ 顧問弁護士との相談でも、当初から協力事業者に事業の承継を認めざるを得ないとの見解である。しかし弁護士が言うことが全て正論ではない。令和元年の基本協定に協力事業者として市に提出した大和リースは事業破綻するような企業ではない。(株)BSPは市が依頼した阿須山中土地有効活用事業に係る事業承継の承認審査において適任とは考えられないのである。

しかも令和6年5月13日に市は66万円をかけて業務委託をした。内容は①現事業者の財務諸表等で確認した経営状況からの事業継続の可能性について②協力事業者（承継事業者）の財務諸表等で確認した経営状況からの事業者としての適性等について③分析レポートを発注して、その事業承継の承認審査実施報告が5月22日に市へ提出され、5月24日に事業承継の承認をしたのである。市が実施報告を収受して2日後には庁議

を開催し承認した。この実施報告にある事業承継の承認審査は何のために委託したのか。内容を吟味する余裕もなく、単に形だけの承認審査であったのか。市民や議会を欺くための業務委託であったのか。

令和元年9月の基本協定時には単に協定に基づき協力事業者を提出した。この時点では市は単に受領するだけで適任かどうかの審査をしていない。しかし、事業破綻があった以上、再度こうしたことが起こらないようにするために厳しく財務、資金等を審査することが必要である。そのために市が業務委託し承認の判断を行う参考にするために事業承継の承認審査をしたのである。目を通すことなく事業承認したこうしたことに行政として恐ろしさを覚えたのであった。なぜ、事業破綻から高だか1か月半であり、こんなに急いで承認が必要であったのか。疑問であり疑惑でもあるので説明を求める。

市が事業承継を検討するに必要な調査を依頼した中小企業診断士や税理士、業務委託調査の会社名が非開示にされている。なぜ非開示にしなければならないのか。開示を求めるし、非開示の理由を求める。

- ⑩ 市が委託した財務分析報告書によれば、対象会社は一般社団法人飯能インターナショナル・スポーツアカデミー、株式会社BSP、大和リース株式会社の3社である。アカデミーは阿須山中土地利用でサッカー事業と太陽光発電事業を行っており、事業承継によりサッカー事業は(株)BSP、太陽光発電事業は大和リース(株)に承継された。アカデミーはサッカーグラウンド工事や太陽光発電設備にM銀行より17億2300万円の借入をしている。売電収入が想定より伸びず販売費および一般管理費の負担が重く、令和4年9月から発生する予定であった8474万の借入金の返済計画を見直している状況であった。太陽光発電事業の窮境原因は、①売電単価の下落(21円→18円kwh)②実際に発電量が見込み発電量の81.9%③調整池設備の追加投資2億8515万2千円が必要になったことによることであった。アカデミーが作成した事業計画は過去の実績と比較すると高い目標設定となっているが、毎年の収支はマイナスである。借入金の返済と事業収支のバランスが取れていないことが原因と推察される。

(株)BSPは事業承継に関して情報はなく検証は行っていない。事業承継後想定後予想(2月決算)とでは令和4年23万の黒字、5年1144万の赤字、6年(予測)238万円の赤字 7年(予測)238万円の赤字、毎年の売上高も1800万円程度である。5年度はコロナの影響により売上高も790万と落ちこんだことにより大幅な赤字になった。これを見るとBSPに承継されても数年もたたないうちに事業困難になるのではないかと考えており適任ではない。市は取り急ぎアカデミーの傘下であるBSPを事業承継したに過ぎないと考えている。大きな疑義がある。

市民感情や市民への説明責任を果たすことが大前提である。

- ⑪ 事業破綻について市は市民の対してどのように説明責任を果たしていくのか。事業者は市に対して発電量を上げる策として、残置森林の伐採による日照時間の確保、太陽光発電事業の大和リースへの委任などの提案を行ったがいずれも認めなかった。更に大きな要因はコロナと反対派の動きで言動を阻害されたことによるものである。このように事業破綻は市と市民にあるような言い方で、すべてが事業者の責任であるのに、責任を市と市民にあるように仕向けており、事業者の身勝手な言い訳を市は黙々と聞いている

にすぎない。全く理解不能の行政であることが明らかになった。

5月28日に全議員が出席した全員協議会に説明をしたが市民に対しては現在まで全く説明をしていない。市有林開発での太陽光発電施設やサッカー場建設の時も一度も市民全体に対する説明会を拒否している。今回の事業破綻も同じように拒否するのか。顧問弁護士への相談記録を読むと弁護士も市民に対して合理的な説明ができることが必要とのことであるとのことである。

アカデミーが最優秀提案事業者に選定された時には大々的に広報はんのうに搭載し別冊特集を全世帯に配布した経緯がある。今回も同じように大きくアカデミーが事業破綻をした経緯と新たに事業者になったことを広報はんのうに搭載し、かつ全体説明会を開催することが市民に対する説明責任である。こうしたことを行わなければ市民不在で、なおかつ隠蔽したのであると考える。新井市長はなぜ、広報はんのうや市民全体に直接説明をしないのか。市長の公約とは裏腹に隠蔽も甚だしい。なぜ市政を揺るがす大きな問題なのに新井市長が直接市民に説明をしないのか。疑問である

- ⑫ 今回の事業承継の問題で、市有林を賃貸し大きな目的であった地方創生がどこかえ行ってしまった感がいがめない。当初の市の熱意も事業破綻で覚めてしまった。地方創生を今後どうしていくのか。顧問弁護士や税理士に聞いても答えは返ってこない。市は相談することも出来ない。市が自ら地方創生を掘り起こすとすれば、BSPと共にサッカーへの惜しみない支援をするしかない。子供たちへの惜しみない応援、定住の促進、市民との交流など方策は山のようにあるが、一つ一つの実現に向けて事業者のみならず市も市民も惜しみない支援が必要であることは言うまでもない。2度と事業破綻をしないためにも事業者と市は以前よりももっと向き合って意見交換などをすべきである。賃貸借が売電を主体とする大和リースに変わったことにより地方創生がはるか遠くに行ってしまった。

市は資金的な支援は出来ないが、地方創生をどのようにして飯能に根づかせるか、BSPが大和リースからサッカーの維持管理などの支援を受け、自らも独立採算性を重視していく中で、過去の失敗に束縛されることも無く、まい進することが必要である。一度失った地方創生に市やBSP、大和リースがどのようにして再生していくのか。地に足の着いた市の方針を改めて見直すべきである。これで終わりにしてはならない。平成29年の公募要領よりも令和6年の地方創生は人口減少が進んでいく中で定住促進を更に図るべき方策を取るべきである。

- ⑬ 最後に令和6年7月5日に4者で締結した土地賃貸借変更契約書である。この契約書は市が顧問弁護士に相談したところ変更契約書と回答があったので変更にしたと考えられる。市は全く考えないで弁護士任せである。しかしこれは誤りである。今回は公募要領に基づくものではなく事業承継により今までの契約書と内容も変わり、市有地の貸借人がアカデミーから大和リースに変わり、太陽光発電事業もアカデミーから大和リースになり、サッカー事業もBSPに変わった。内容が大きく変わったのであるから、変更ではなく、土地賃貸借契約書にすべきであった。検討を十分したのか。検討過程を含め疑問がある。

内容をよく見ると変更契約書の中で、BSPのことを共同使用者としている。共同使

用者とはどういうことを指しているのか。市有地は大和リースのみに賃貸借しておりBSPには貸し出してはいない。サッカーグラウンドは大和リースとBSPとで賃貸借契約を締結し大和リースが貸していると考えられる。これは転貸に当たる。土地賃貸借契約違反でもあり民法612条違反である。民法には「貸借人は、賃貸人の承諾を得なければ転貸することができない」「貸借人が違反して第三者に貸借物を使用させたときは賃貸人は、契約の解除をすることができる。」このように書かれている。

市は民法違反なることを承知で共同使用者として記載し言葉を濁したのである。

令和6年3月6日の顧問弁護士での相談でも回答は「サッカー場は大和リースからBSPへの転貸となるため、あらかじめ市の許可が必要となる。」このように回答している。実際に許可を取ったのか。通常許可については土地賃貸借契約書に例外として転貸の許可事項を載せる条文があるが、変更契約書には記載がない。大きな疑義が生じている。

更に大きな疑問は、貸付期間の起点である。事業承継を確認した日（令和6年5月24日）から令和14年8月31日までである。起点が事業承継を確認した日からとしている。土地賃貸借契約は民法に基づくものであり、確認は法によらず単に関係者が合意したにすぎない。土地賃貸借契約まで事業承継の確認が待てなかったのか。大きな疑問である。

アカデミーや大和リースからいろいろ言われ催促され、土地賃貸借契約をする前に事業承継を確認したと考えられる。

打合記録を読んでも、最初のころは市も強硬姿勢で指導していたが、相談回数を重ねるごとにアカデミーと大和リースのペースになり、やっと3月に顧問弁護士に相談したのである。最初の相談から10ヶ月もたってからであった。

その後は顧問弁護士の回答通り決めているようである。市の主体性はどこに行ってしまったのか。嘆かわしい限りである。

第4条の貸付料についても問題事項がある。第2項に土地の価格上昇を勘案し、甲乙協議の上、将来の貸付料の額を見直すことができる。とある。この条文は令和元年12月10日に締結した土地賃貸借契約と全く同じ条文である。

この条文は形だけの条文となっており、形骸化している。令和3年10月には伐採も終了し、その後の造成等により、平地化され現況課税により山林から雑種地扱いになり、市有地のため課税はされないが民有地であれば年額400万円が課税されるのである。この条文の「土地の価格上昇等を勘案し」とはどういう状況を指すのか。山林から平地化された時のような状況ではないのか。また、賃貸人と賃借人が協議をし、双方が合意しなければ値上げをしないのか。賃貸人は賃借人の同意を得られなくても、正当な理由があれば値上げができるような条文に見なおすべきではないか。市有地と言えども現況課税がないがしろになっている。

早急に見直しをすべきではないか。今回の事業破綻で見直しの機会があったにも関わらず見直しをなぜしなかったのか。疑惑を生ずる。

更に、令和6年7月5日に締結された土地有効活用事業に関する基本協定書の第4条第2項に「その成果の拡大に向けて取り組まなければならない」とある。

全く新しい条文であるが、意味していることが不完全である。第1条のことを指しているが、強くするためには地方創生の推進、取り組みなどの言葉が条文に無いと、意味していることが不明瞭になる。解決を求める。

上記に記載した内容について、疑問や解明、解決が必至でありますので市議会に地方自治法第100条による特別委員会を設置し、市民の誰もが納得いくように議員各位にお願いし請願とします

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和6年8月26日

請願者 飯能市仲町14-1 五ノ嵐勉

紹介議員 金子敏江

紹介議員 龍沢 修

飯能市議会議長 野田直人様